

容量市場 事業者向け説明会
(ペナルティ・容量確保契約金額対応)
(対象実需給年度：2026年度)

2025年10月
電力広域的運営推進機関

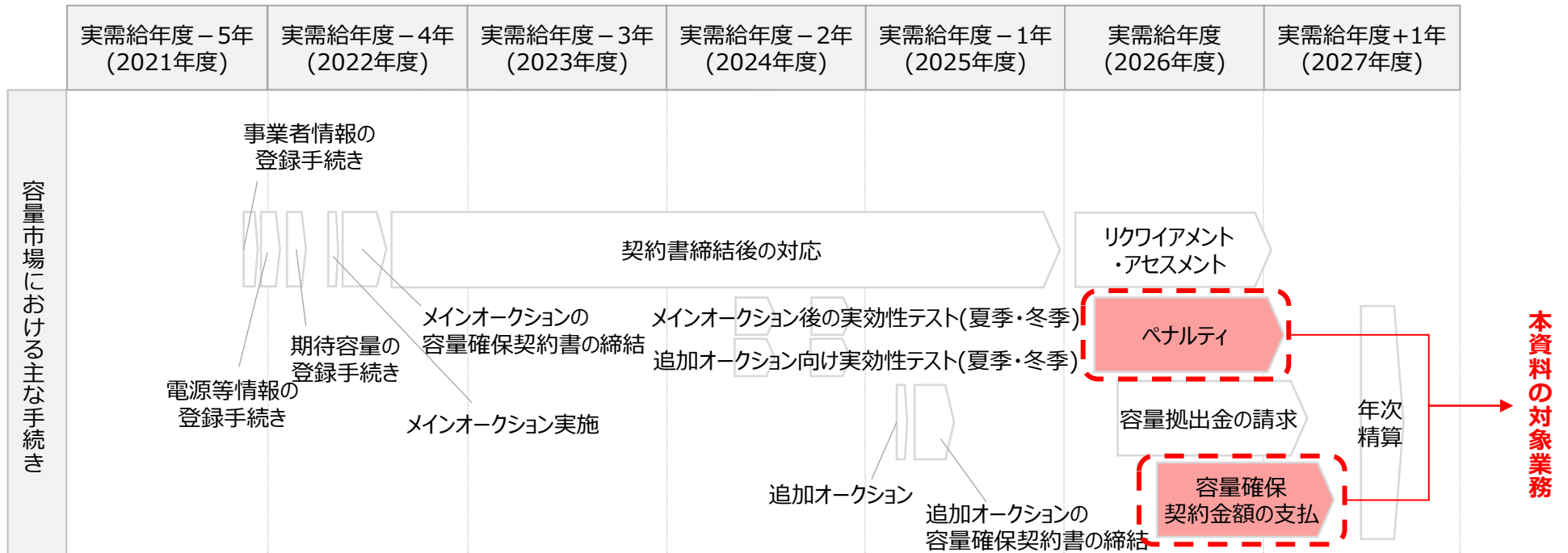
1. はじめに	3
2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要	5
3. 経済的ペナルティ・容量確保契約金額の確認手続きに係る業務	11
4. 支払通知書・請求書の確認手続きに係る業務	26
5. 支払通知書・請求書に基づく入出金に係る業務	33
6. 容量提供事業者の取引に係る消費税の取扱い	36
7. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ	41

1. はじめに

容量市場業務全体像における本資料の位置づけ

- 本資料では、実需給期間中のペナルティと容量確保契約金額についてご説明します。
- 実務にあたっては容量市場 業務マニュアル ペナルティ・容量確保契約金額対応編※も合わせてご確認ください。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



※：ペナルティ・容量確保契約金額対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyomumannual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

1. はじめに

本資料の目的及び説明内容

- 本資料は、「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2026年度）」の主要な手順等を説明することで、容量提供事業者の実需給期間を対象とした実務に関する理解を深めることを目的としております。
- 当該目的を踏まえ、本資料では対象実需給年度：2026年度におけるペナルティ・容量確保契約金額に係る主な実務手続きをご説明いたします。

本説明会の目的

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応 編」の主要な手順等を説明することで、容量提供事業者の実需給期間を対象とした実務に関する理解を深めること

説明内容

対象実需給年度：2026年度において容量提供事業者に対応いただく実務手続き

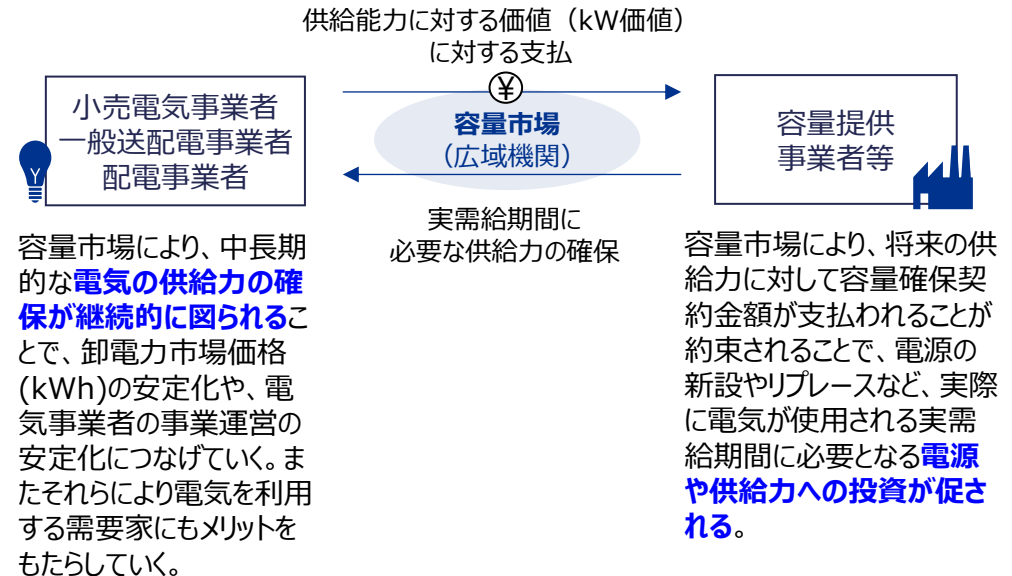
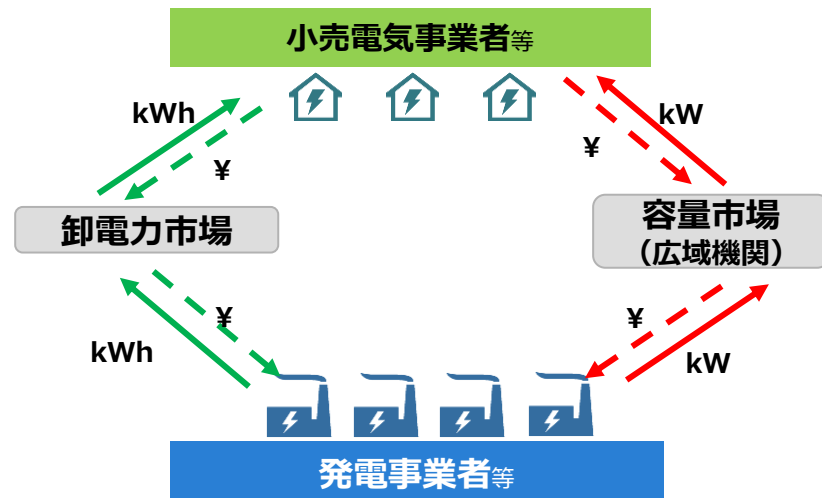
2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要 容量市場導入の背景及び概要

【容量市場導入の背景】

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確実に確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

【容量市場の概要】

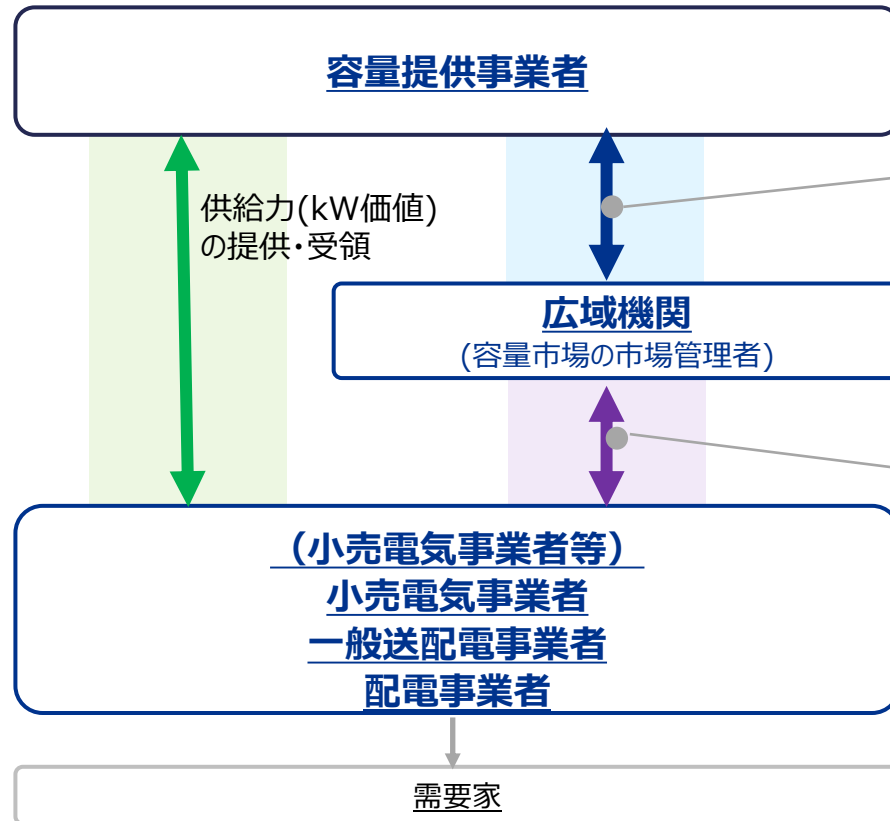
- 容量市場では、電力量 (kWh) ではなく、**将来の供給力 (kW)** が取引されます。
- 容量市場とは、**将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組み**として、**発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等に市場へ参加していただくことにより供給力を確保する仕組み**です。



2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要 容量市場の取引の流れ

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金の請求や、未回収分が発生した場合の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【未回収分の追加請求(年次精算)】

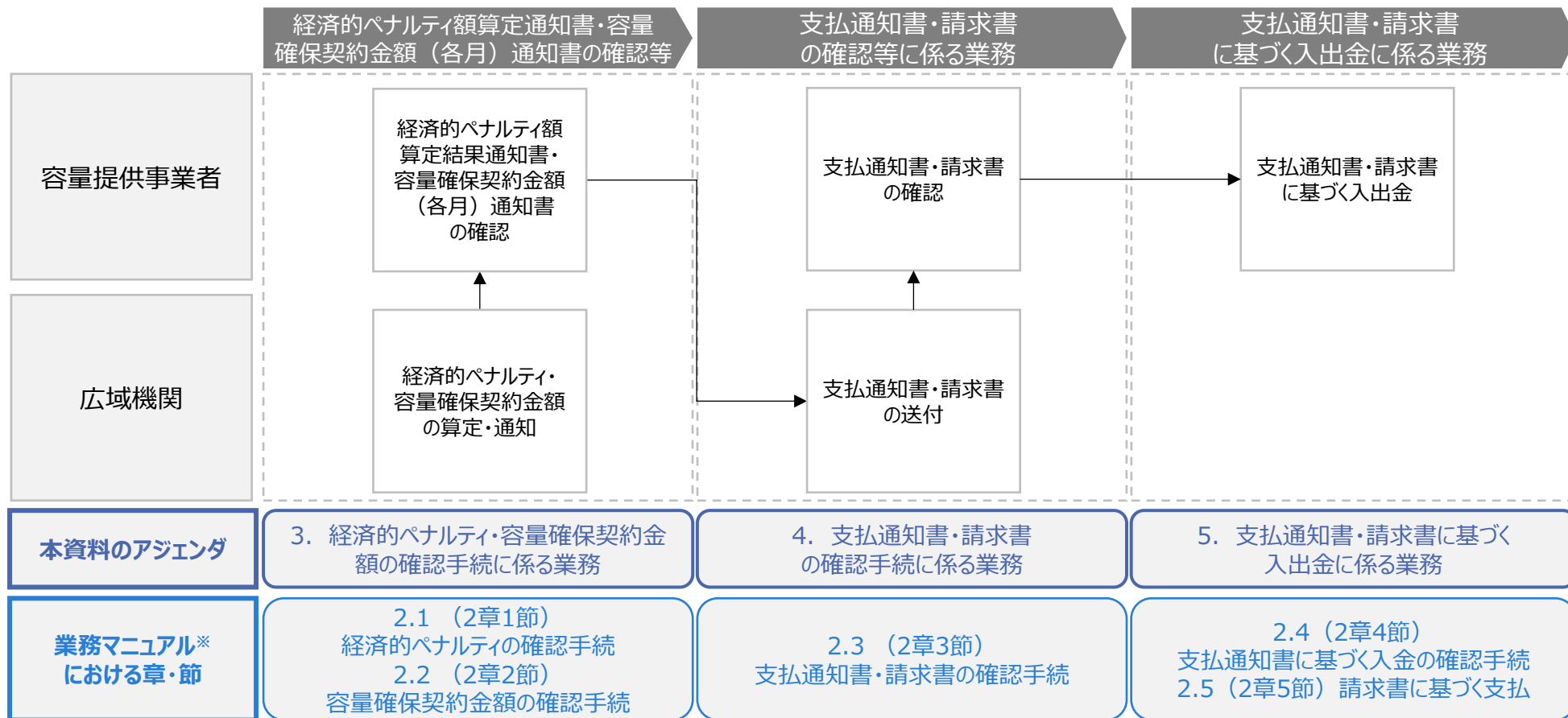
小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の未回収分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)

受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者の取引の総額に反映させるための取引

2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要

- 容量オークションで落札した電源には、実需給期間においてリクワイアメントが課せられます。本機関はアセスメント結果等に基づいて、経済的ペナルティを算定し、容量確保契約金額（各月）から減じて、支払又は請求を行います。
- 本資料の3章以降において、実需給期間を対象とした主な実務手続きについてご説明いたします。



※：ペナルティ・容量確保契約金額対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumannual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要 各種帳票の発行と支払・請求の月次スケジュール

- 容量確保契約金額を12等分した容量確保契約金額（各月）から、経済的ペナルティを減じた金額が、正值の場合は支払を、負値の場合は請求を行います。
- 4月（N月）を算定対象月とする容量確保契約金額（各月）の場合
 - 8月（N+4月）の月上旬頃に経済的ペナルティ額算定結果通知書、容量確保契約金額（各月）通知書を発行します
 - 8月（N+4月）の下旬頃に支払通知書・請求書を発行します
 - 9月（N+5月）の末日までに容量確保契約金額を交付します※
 - ※請求が行われた場合、9月（N+5月）の末日が支払期日となります

■ 容量確保契約金額の月次スケジュール

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

算定対象月が4月の場合

▲8月上旬頃：経済的ペナルティ額算定結果通知書・
容量確保契約金額（各月）通知書の発行

▲8月下旬頃：支払通知書・請求書の発行

▲9月末日まで：容量確保契約金額の交付日
（容量確保契約金額（各月）>経済的ペナルティ額）
経済的ペナルティ額の支払期日
（容量確保契約金額（各月）<経済的ペナルティ額）

■ 容量確保契約金額の支払・請求期日について （容量確保契約約款より）

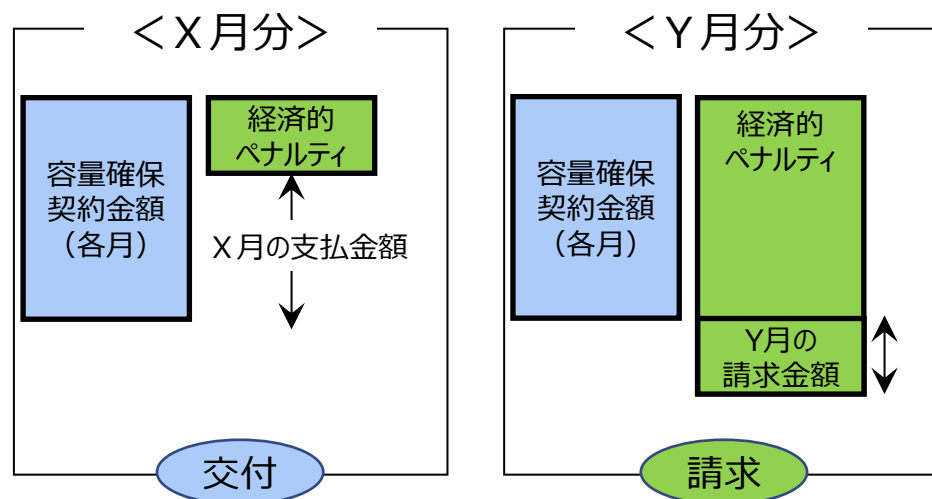
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

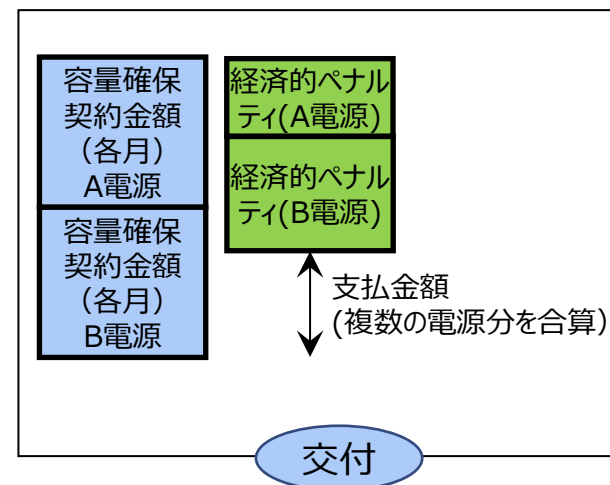
2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要 (参考) 容量確保契約金額と経済的ペナルティの交付・請求

- 容量確保契約に対して経済的ペナルティが発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額を合算※1して、月次の交付若しくは請求を行います。
- 経済的ペナルティの月次算定額が容量確保契約金額（各月）を上回る場合は事業者へ請求を行います。
 - なお、経済的ペナルティ未払が生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払の債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算※2を行います
- また、容量確保契約の締結は事業者単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務が合算されて精算が行われます。

<合算した交付・請求イメージ>



<複数の電源※にて契約書を締結している場合のイメージ>



※1：消費税額は、容量確保契約金額から経済的ペナルティを控除した税抜金額（円）に消費税率を乗じ、小数点以下を切り捨てます。

※2：経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はございません。

2. 実需給期間に係るペナルティ・容量確保契約金額対応の概要 (参考) ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る各種帳票

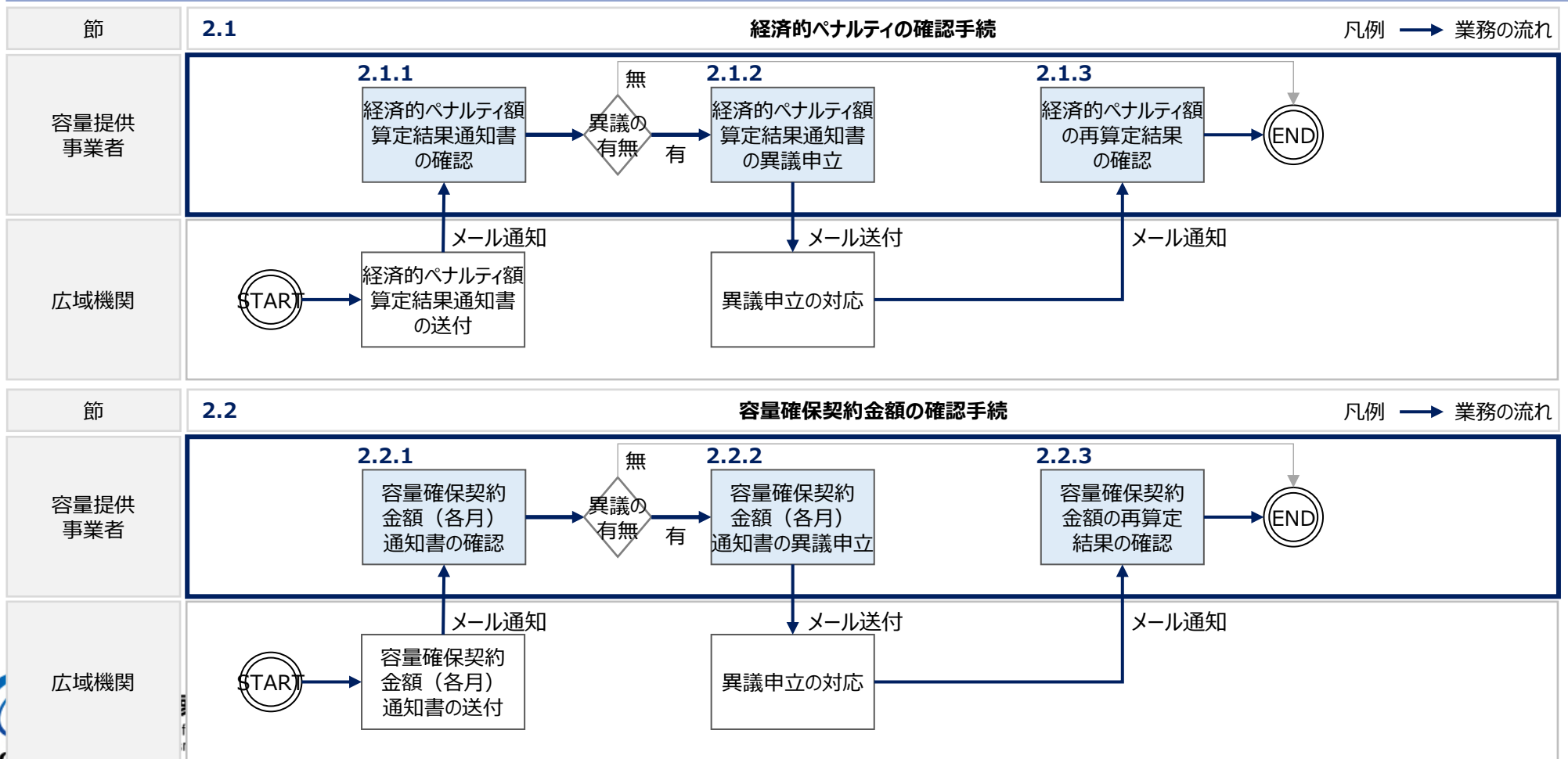
- ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の容量市場システム（実需給期間向け機能）（以下、容量市場システム）を通じて発行します。
- 各帳票の書式、諸元項目などの詳細は業務マニュアルを参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
経済的ペナルティ額 算定結果通知書※1	経済的ペナルティ額 が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の上旬頃に発行予定 ※4月対象分は8月上旬頃に発行予定
容量確保契約金額 (各月) 通知書	容量確保契約金額 (各月) が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の上旬頃に発行予定 ※4月対象分は8月上旬頃に発行予定
支払通知書	算定対象月において、 容量確保契約金額 (各月) が 経済的ペナルティ額を上回る場合に発行 される、支払金額が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の下旬頃に発行予定 ※4月対象分は8月下旬頃に発行予定
請求書	算定対象月において、 容量確保契約金額 (各月) が 経済的ペナルティ額を下回る場合に発行 される、請求金額が記載された請求書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の下旬頃に発行予定 ※4月対象分は8月下旬頃に発行予定

※1 経済的ペナルティ額算定結果通知書に記載されるペナルティは、実需給期間中のペナルティであり、実需給期間前のペナルティは記載されません。

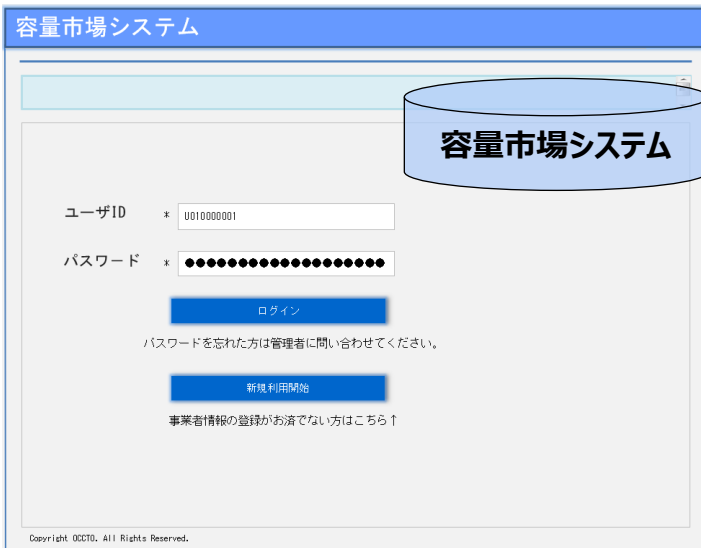
3. 経済的ペナルティ・容量確保契約金額の確認手続に係る業務 業務全体像

- 経済的ペナルティ・容量確保契約金額の確認手続に係る業務は、主に経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書の確認となります。
- 本資料では、「2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認」、「2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立」、「2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認」の手続きを中心に業務手順をご説明いたします。なお、容量市場システム操作が必要な手続きについては、システム画面と合わせて手順をお示しします。

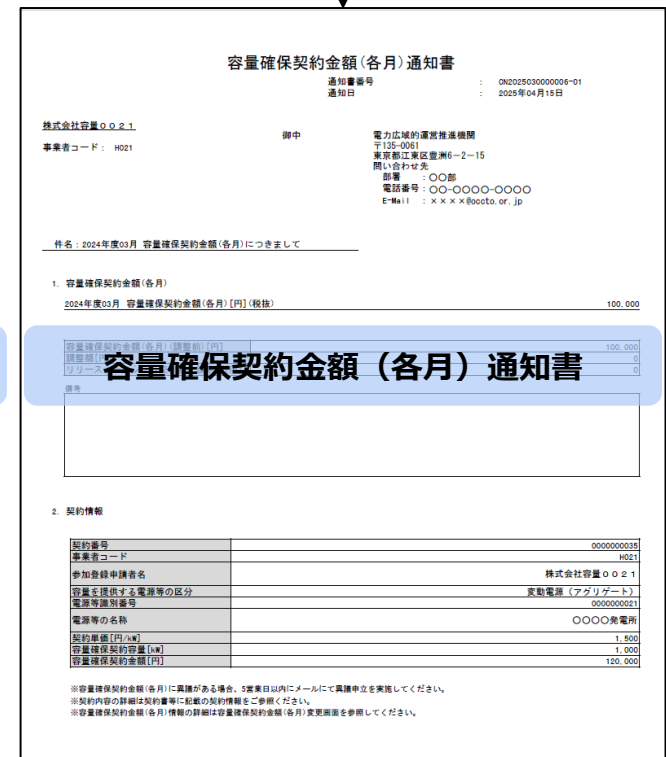


3. 経済的ペナルティ・容量確保契約金額の確認手続きに係る業務 (参考) 容量市場システムについて

- 経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書の発行は、本機関の容量市場システム（実需給期間向け機能）を通じて行います。
- システム操作に関しては、[容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル](#)を参照ください。



発行



3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 経済的ペナルティ額算定結果通知書の出力方法

- 本機関が容量市場システムにて経済的ペナルティ額算定結果通知書を発行後、経済的ペナルティ額算定結果通知書が発行された旨のメールが送付されます。容量提供事業者は、本メール受領後、容量市場システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
 - 容量市場システムの折り畳みメニュー「ペナルティ」の「経済的ペナルティ管理」をクリックして、「経済的ペナルティ額一覧画面」へ進んでください
 - 「経済的ペナルティ額一覧画面」にて、「算定対象年度」と「算定対象年月」を入力し、また「最新回次切替」欄の「最新回次のみ表示」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください
 - 検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「通知書取得」ボタンをクリックすることで、経済的ペナルティ額算定結果通知書のPDFファイルが出力※されます

項目	内容
件名	【容量市場システム】経済的ペナルティ額算定結果通知書発行の通知
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票名（経済的ペナルティ額算定結果通知書） ・実需給年度 ・算定対象年月 ・事業者コード ・電源等識別番号 ・事業者名

経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容

経済的ペナルティ額一覧画面 画面イメージ

※：「一覧出力」ボタンをクリックすることで、経済的ペナルティ額一覧の表示内容がCSVファイルで出力されます。

3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 経済的ペナルティ額算定結果通知書の記載項目と確認観点

■ 経済的ペナルティ額算定結果通知書を出力後、通知済みのアセスメント結果との整合や、通知済みのアセスメント結果をもとに経済的ペナルティ額が算定されていること等を確認してください。

経済的ペナルティ額算定結果通知書

通知書番号: 77333333333333333333
通知日: 2022年04月01日

電力広域の運用管理課
〒100-0001
東京都千代田区千代田1番1号

問い合わせ先
部署: 555室
電話番号: 03-0000-0000
E-Mail: 00000000@00.jp

※ 2022年度04月の経済的ペナルティ額算定結果に基づいて

1. アセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

2022年度04月 経済的ペナルティ額(円)(税抜) 4,229

2. リクワイアメントごとのアセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

【安定電源】	リクワイアメント未達成コスト	経済的ペナルティ額(円)
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コスト	10	4,200
発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成	20	200
電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成	10	100
稼働抑制		2400

【変動電源(単独)】

リクワイアメント未達成コスト	経済的ペナルティ額(円)
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コスト	0

【変動電源(アグリゲート)】

リクワイアメント未達成コスト	経済的ペナルティ額(円)
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コスト	0

【発動指令電源】

リクワイアメント未達成コスト	経済的ペナルティ額(円)
発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成	0

経済的ペナルティ額(円) 計 ① 4,229

3. 経済的ペナルティ額の調整

上限による調整	
月間上限による減額(円)	-240
年間上限による減額(円)	-100
その他	0
調整額(円)	-340

※ 調整額(円) 計 (上限による調整+その他) ② -340

4. 契約情報

契約番号	00000000
契約コード	0000
参加登録申請書番号	00000000
容量と使用する電源等の区分	2000kW
電源等識別番号	0000000000
容量確保契約	0000kW
稼働抑制制御額(年間)	0000円
契約期間(円/月)	0
容量確保契約期間(円)	0
容量確保契約期間(円)	0
稼働抑制制御額(年間)	0

※ 経済的ペナルティ額算定結果に異議がある場合は、本通知書の発行から5営業日以内にご連絡ください。
※ 契約内容の詳細は契約書等に記載の契約情報をご参照ください。
※ 経済的ペナルティ額の算定は経済的ペナルティ額算定結果を参照してください。

大項目	記載項目	確認観点
基本情報	通知書番号	-
	通知日	-
	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
	事業者コード	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
	件名	対象の実需給年度・算定対象月であることを確認してください
合計	経済的ペナルティ額[円] (税抜) ①+②	以下の経済的ペナルティ額[円]計①と調整額[円]計②を合計した金額と一致していることを確認してください
安定電源	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
	発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成量	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
	電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成量	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
	稼働抑制	"-"となっていることを確認してください。
変動電源 (単独)	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
変動電源 (アグリゲート)	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
発動指令電源	発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成量	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
安定電源	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果をもとに金額が算出されていることを確認してください
	発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	
	電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	
	稼働抑制[円]	
変動電源 (単独)	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果をもとに金額が算出されていることを確認してください
変動電源 (アグリゲート)	供給力の維持におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	
発動指令電源	発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成ペナルティ額[円]	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に基づき経済的ペナルティ額の合計と一致していることを確認してください
合計	経済的ペナルティ額[円] 計 ①	
上限による調整	月間上限による減額[円]	月間上限や年間上限による調整額が想定通りであることを確認してください
	年間上限による減額[円]	
その他	調整額[円]	記載内容を確認してください
合計	調整額[円] 計 (上限による調整+その他) ②	上限による調整額とその他調整額の合計と一致していることを確認してください
備考	備考	記載内容を確認してください
契約情報	契約番号、事業者コード、参加登録申請者名、容量を提供する電源等の区分、電源等識別番号、電源等の名称、契約単価[円/kW]、容量確保契約容量[kW]、容量確保契約金額[円]、稼働抑制制御額(年間)[円]	契約情報が正しいことを確認してください

3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 経済的ペナルティの概要

■ 容量オークションで落札した電源には、実需給期間において電源等区分に応じたリクワイアメントが課され、本機関が行うアセスメント結果に基づき、経済的ペナルティが算定されます。

電源等区分	リクワイアメント		実需給前	実需給中	
				平常時	低予備率アセスメント対象コマ※1
安定電源	① 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	② 余力活用に関する契約の締結	・調整機能「有」と登録した電源のみ、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること	✓		
	③ 供給力の維持 【容量計画停止(日数カウント)】	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
	④ 発電余力の卸電力取引所等への入札【市場応札】	・発電余力を卸電力取引市場等に応札すること		✓	✓
	⑤ 供給指示への対応	・一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合、適切に対応すること			✓
	⑥ 稼働抑制 (非効率石炭火力のみ)	・実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないこと		✓	
変動電源 (単独)	⑦ 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	⑧ 供給力の維持 【容量計画停止(日数カウント)】	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
変動電源 (アグリゲート)	⑨ 供給力の維持 【容量計画停止(日数カウント)】	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
発動指令 電源	⑩ 実効性テスト	・実効性テストにおいてメインオークションにおける応札容量※2以上の供給力を提供すること	✓		
	⑪ 発動指令への対応	・一般送配電事業者からの発動指令があった場合、適切に対応すること			✓ ※3

※1 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

※2 発動指令電源の調整係数反映前の値

※3 発動指令時

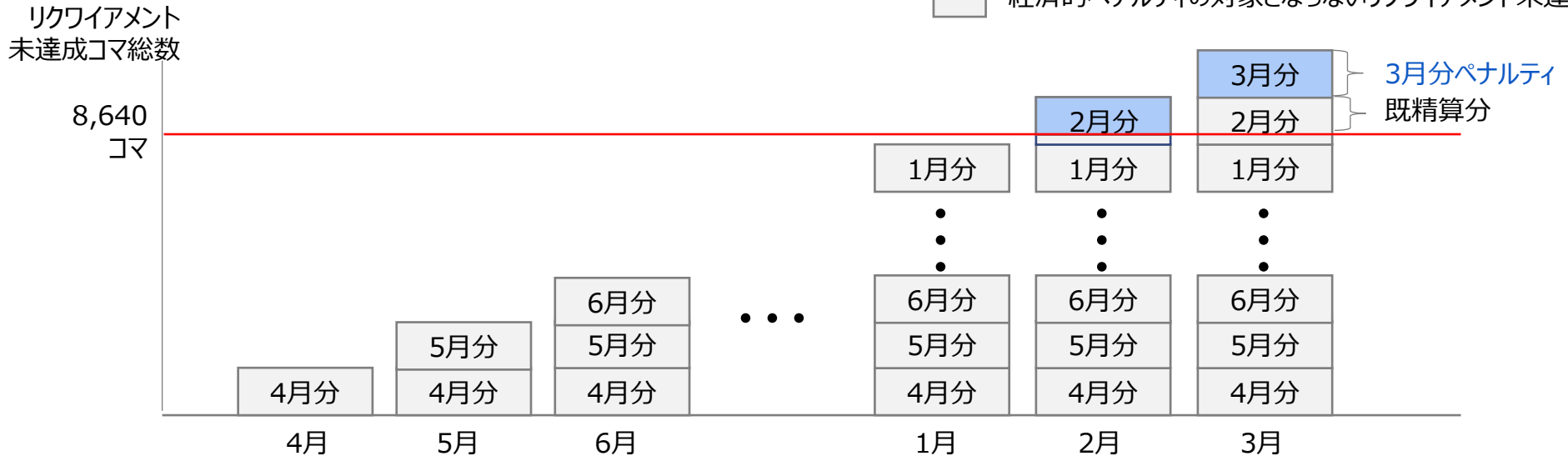
3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（③⑧⑨ 供給力の維持【容量停止計画（日数カウント）】）¹⁶

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源を停止又は出力低下させる計画を提出する場合※1については、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※2とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額(円)}} \times \text{年間8,640コマを超過して}$ $\times \text{当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ

【凡例】 経済的ペナルティの対象となるリクワイアメント未達成コマ
 経済的ペナルティの対象とならないリクワイアメント未達成コマ



※1：新設電源において運転開始が遅延する場合は含まれません。

※2：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

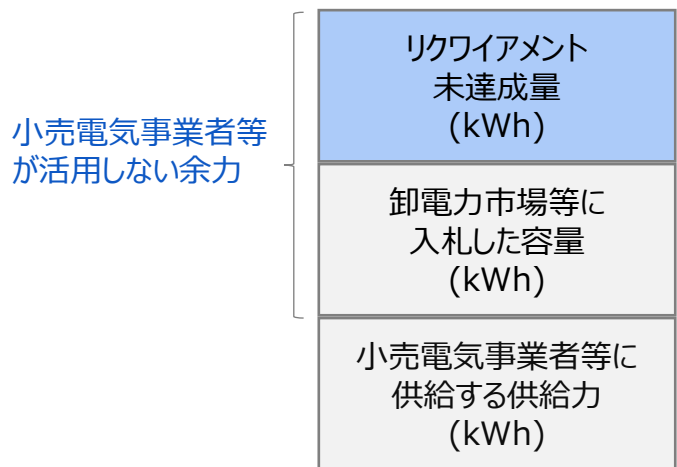
3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（④発電余力の卸電力取引所等への入札【市場応札】）

- リクワイアメント：実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力※2を卸電力取引所等※3に売り入札すること※4
- アセスメント：小売電気事業者等が活用しない発電余力から卸電力取引所等に入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティが科されます。

➤ 経済的ペナルティ(円) =
$$\frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 5$$

リクワイアメント未達成量の考え方



※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：容量停止計画が提出されていない時間帯は、「アセスメント対象容量－発電計画値」、容量停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量）－発電計画値」を小売電気事業者等が活用しない発電余力とします。

※3：卸電力取引所及び需給調整市場のことを指します。

※4：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

※5：実需給期間2026年度を対象とした経済的ペナルティの算定における「1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間」は「90時間」です。

3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑤供給指示への対応）

- リクワイアメント：実需給年度の容量停止計画※1を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること※2
- アセスメント：一般送配電事業者からの指示に応じて電力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、アセスメント対象容量と発電量調整受電電力量との差分※3をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 4}$$

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合や、一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、直接的に出力を制御できる電源の場合は、この限りではありません。

※3：出力抑制に伴う停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量）－ 発電量調整受電電力量」をリクワイアメント未達成量とします。

※4：実需給期間2026年度を対象とした経済的ペナルティの算定における「1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間」は「90時間」です。

3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑥稼働抑制）

- リクワイアメント : 非効率石炭火力電源※1について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること。
- アセスメント : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。
 - 年間設備利用率※2 =
$$\frac{\text{計量値（送電端）（kWh）} \times 3,4,5 - \text{需給ひっ迫時の計量値（送電端）（kWh）} \times 3,4,5,6}{(\text{契約容量（kW）} \times 7 \times 8,760 \text{時間} \times 8) \times 9}$$
- ペナルティ : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。
 - 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20% ※10

※1：非効率石炭火力電源：主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることが登録されていない電源

※2：%表記で小数点以下を切り上げ

※3：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※4：計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正します。

※5：部分差替（契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します。

※6：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象。

※7：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※8：対象実需給年度が閏年により366日となる場合、8,784時間とします。

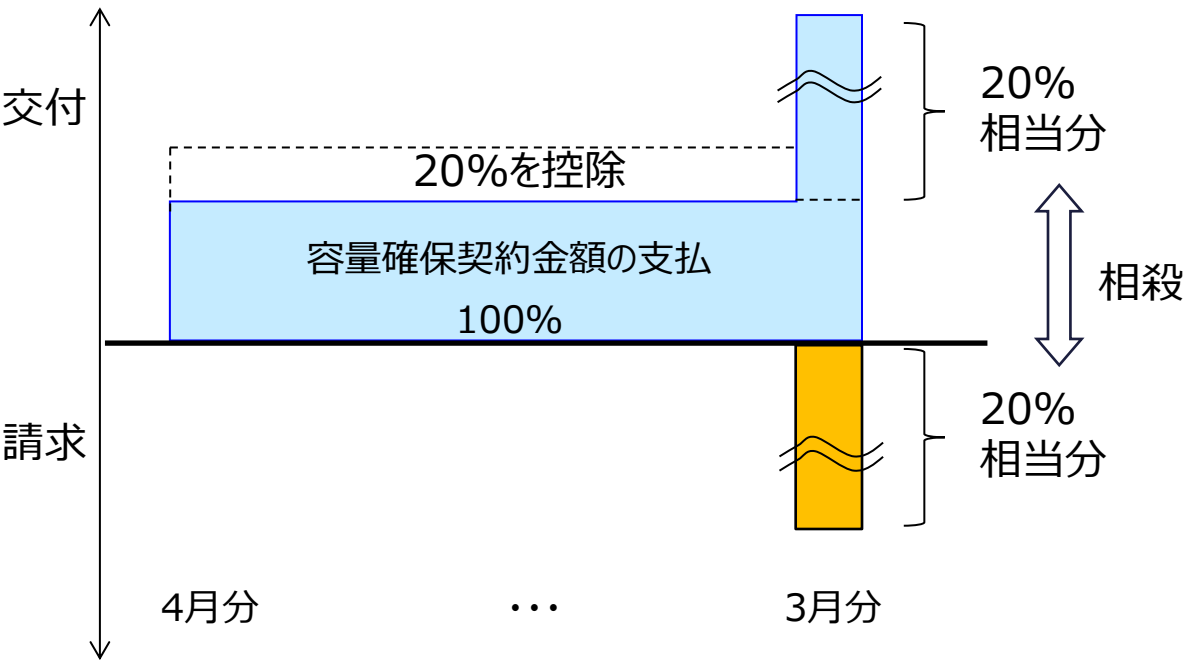
※9：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

※10：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑥稼働抑制）

- 稼働抑制対象電源の容量確保契約金額（各月）は、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額とします※。
- ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は、それまでの（各月）の支払いで控除してきた分を含め、総額として控除した20%分を上乗せした金額が支払われます。
- 仮に稼働抑制のペナルティ対象となった場合は、最終月の容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約金額×20%を差し引きます。

<稼働抑制対象電源の容量確保契約金額支払イメージ>



例) 容量確保契約金額が1,200万円の場合

■ ペナルティ対象外の電源

各月 : 80万円
最終月 : 320万円

■ ペナルティ対象の電源

各月 : 80万円
最終月 : 80万円

(参考) 計算方法

・容量確保契約金額（各月）
 $1,200万円 \times (1 - 0.2) \div 12 = 80万円$

・最終月の容量確保契約金額（各月）
 $80万円 + 1,200万円 \times 0.2 = 320万円$

・ペナルティ対象となった場合のペナルティ額
 $1,200万円 \times 0.2 = 240万円$

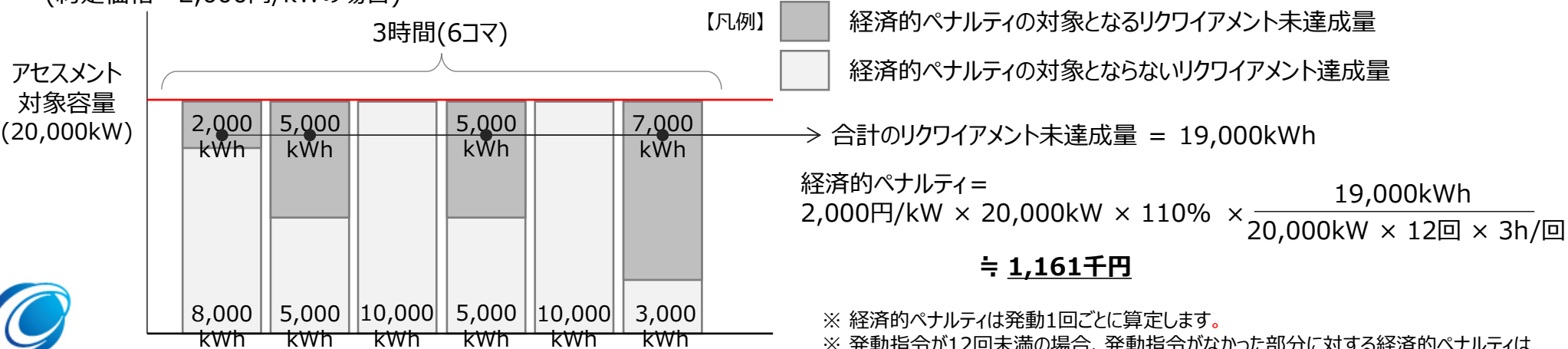
3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑪ 発動指令への対応）

- リクワイアメント：一般送配電事業者からの発動指令に応じて、アセスメント対象容量以上の供給力を年間で最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供すること。
 - 発動指令への応動は1日1回を限度とします。指令の対象時間は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時～20時です。
 - 発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者への供給や卸電力市場等への入札を通じて適切に供給力を提供することとします。
 - 上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（アセスメント・ペナルティの対象外）
- アセスメント：発動指令に応じ提供した供給力がアセスメント対象容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。その際のアセスメント対象容量は調整係数反映前の応札容量を用います。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティが科されます

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{容量確保 契約容量(kW)} \times 110\% \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{アセスメント対象容量(kW)} \times 12\text{回} \times 3\text{h/回}}$$

発動指令1回あたりの経済的ペナルティの算定方法

(約定価格 = 2,000円/kWの場合)



※ 経済的ペナルティは発動1回ごとに算定します。
 ※ 発動指令が12回未満の場合、発動指令がなかった部分に対する経済的ペナルティは科されません。



3.1. 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認 経済的ペナルティの上限額

- 実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりです。
 - 年間上限額：容量確保契約金額×110%
 - 月間上限額：容量確保契約金額×18.3%

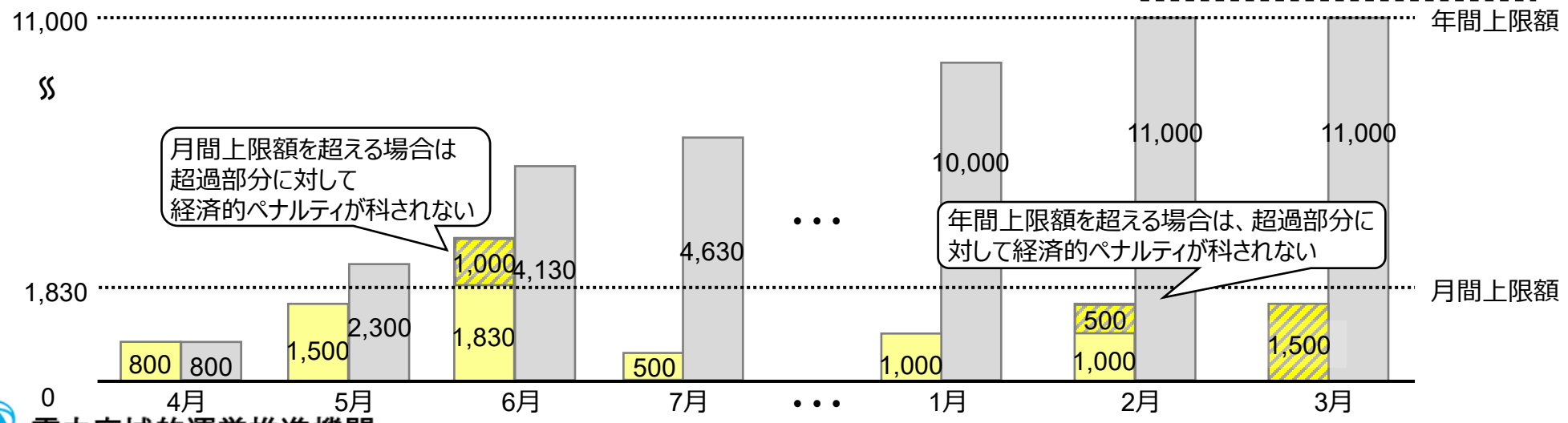
※発動指令電源の発動指令への対応に係る経済的ペナルティ及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に係る経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外です。
- 経済的ペナルティ額算定結果通知書における記載項目の上限による調整（月間上限による減額[円]、年間上限による減額[円]）には、経済的ペナルティが上限を超過した場合、当該超過分が記載されますので、経済的ペナルティ額算定結果通知書に記載の金額を確認してください。

※容量確保契約金額が1億円の場合
(単位：万円)

経済的ペナルティの上限額の考え方

凡例

- : 当月の経済的ペナルティ額
- : 経済的ペナルティの累計額
- : 経済的ペナルティの上限超過分



- 本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書に対して、経済的ペナルティ額算定結果通知書発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- ※ アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と不一致がある場合のみ異議申立を行うことが可能です。

3.3. 容量確保契約金額（各月）通知書の確認 容量確保契約金額（各月）通知書の出力方法

- 本機関が容量市場システムにて容量確保契約金額（各月）通知書を発行後、容量確保契約金額（各月）通知書が発行された旨のメールが送付されます。メール受領後、容量市場システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
 - 容量市場システムの折り畳みメニュー「容量確保契約金額対応」の「交付額管理」をクリックして、「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」へ進んでください。
 - 「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」にて、「算定対象年度」と「算定対象月」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。
 - 検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「算定通知書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、容量確保契約金額（各月）通知書のPDFファイルが出力※されます。

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量確保契約金額（各月）算定結果通知
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・容量確保契約金額の算定完了の旨 ・事業者コード ・事業者名 ・電源当識別番号 ・電源等の名称

容量確保契約金額（各月）通知書の 発行通知メール内容

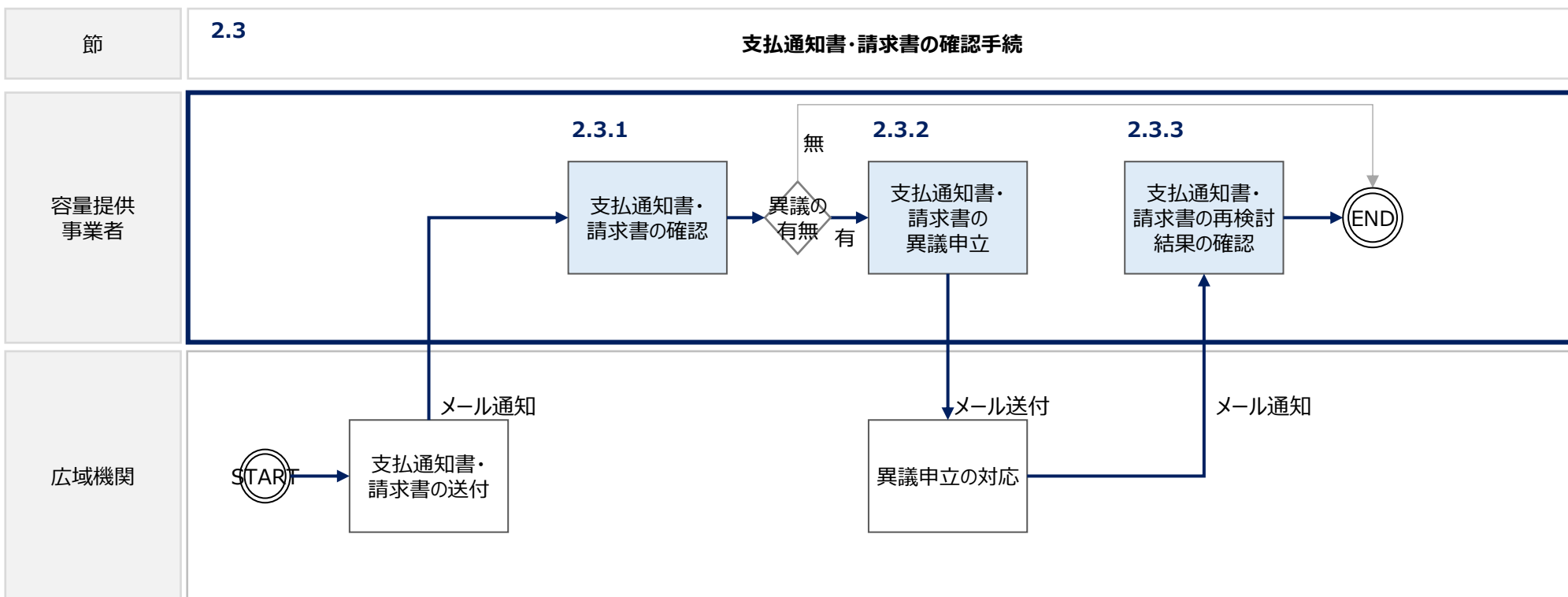
容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面 画面イメージ

※：「一覧出力」ボタンをクリックすることで、容量確保契約金額（各月）算定結果一覧の表示内容がCSVファイルで出力されます。

4. 支払通知書・請求書の確認手続きに係る業務 業務全体像

- 支払通知書・請求書の確認手続きに係る業務は、主に支払通知書の確認となります。
- 本資料では、「2.3.1 支払通知書・請求書の確認」、「2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立」の手續を中心に業務の手續をご説明いたします。

凡例 → 業務の流れ



4.1. 支払通知書・請求書の確認 支払通知書・請求書の出力方法

- 本機関が容量市場システムにて支払通知書又は請求書を発行※1後、支払通知書又は請求書が発行された旨のメールが送付されます。容量提供事業者は、本メール受領後、容量市場システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
 - 容量市場システムの折り畳みメニュー「容量拠出金対応・容量確保契約金額対応共通」の「支払通知・請求書管理」をクリックして、「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」へ進んでください。
 - 「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」にて、「算定対象年度」と「算定対象月」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。
 - 検索結果が表示されますので、対象レコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「支払通知書・請求書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、支払通知書又は請求書のPDFファイルが出力※2されます。

項目	内容
件名	支払通知書（請求書）発行の通知
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票名（支払通知書又は請求書） ・事業者コード ・事業者名

支払通知書（請求書）の発行通知メール内容

容量市場システム

容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面

実務給年度* YYYYY 算定対象月 YYYYY 事業者コード XXXXX

事業者名 XXXXX 支払通知書・請求書番号 XXXXX

支払期日・請求期日 YYYYY/MM/DD ~ YYYYY/MM/DD 税込総額[円] XXXXXXX ~ XXXXXXX

表示選択 支払通知表示 請求表示

最新回次切替 最新回次のみ表示

選択	実務給年度	算定対象月▲	事業者コード▲	事業者名	支払・請求種別▲	税込総額[円]▲	消費税額(合計)[円]▲	支払通知書・請求書情報
<input type="checkbox"/>	YYYY	YYYY/MM	XXXX	XXXXXXXX	支払	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	YYYY/MM/DD HH:mm
<input type="checkbox"/>	YYYY	YYYY/MM	XXXX	XXXXXXXX	支払	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	YYYY/MM/DD HH:mm
<input type="checkbox"/>	YYYY	YYYY/MM	XXXX	XXXXXXXX	支払	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	YYYY/MM/DD HH:mm
<input type="checkbox"/>	YYYY	YYYY/MM	XXXX	XXXXXXXX	支払	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	YYYY/MM/DD HH:mm
<input type="checkbox"/>	YYYY	YYYY/MM	XXXX	XXXXXXXX	支払	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX,XXX	YYYY/MM/DD HH:mm

1-15件 (全XXX件) << 最初へ < 前 1 / XX 次へ > 最後へ

支払通知書/請求書ダウンロード 一覧出力

支払通知書・請求書一覧画面 画面イメージ

※1：算定対象月において、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティを上回る場合は支払通知書を、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティを下回る場合は請求書を本機関から発行することになります。
 ※2：「一覧出力」ボタンをクリックすることで、容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧の表示内容がCSVファイルで出力されます。

4.1. 支払通知書・請求書の確認 支払通知書（本紙、明細）の記載項目と確認の観点(1/2)

■ 支払通知書（本紙）を出力後、明細との整合等を確認してください。

支払通知書

株式会社容量0001

御中

事業者コード：H001
登録番号（適格請求書発行事業者）：12345678901234

件名：2024年度04月の支払につきまして
下記の通り支払申し上げます。

電力広域的運営推進機関
登録番号（適格請求書発行事業者）：12345678901234
〒135-0061
東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先
部署：〇〇部
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-Mail：x x x x @occto. or. jp

支払金額（税込）： 9,900円
支払期日： 2024年04月30日

・ 実際の入金額は支払金額から振込の際の手数料を差し引いた金額となります。
・ 通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。
・ 支払通知書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。

帳票名	記載項目	確認観点
支払通知書 (本紙)	支払通知書番号	—
	支払通知書発行日	—
	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
	事業者コード	
	事業者登録番号	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
	件名	記載内容を確認してください
	支払金額（税込）	明細における各電源の経済的ペナルティ額と容量確保契約金額（各月）をすべて足し合わせた額であることを確認してください ※ 経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（各月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます
	支払期日	記載内容を確認してください
	備考	記載内容を確認してください

4.1. 支払通知書・請求書の確認 支払通知書（本紙、明細）の記載項目と確認の観点(2/2)

■ 支払通知書（明細）を出力後、通知済みの算定通知書等の内容と一致していること等を確認してください。

支払通知書（明細）

支払通知書番号 : PN2024041000001-01
支払通知書発行日 : 2024年04月10日

支払情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000001 CN2024040000001-01	○○○○発電所 容量確保契約金額	¥10,000	10%	

請求情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
2	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000001 FP2024040000001-01	○○○○発電所 経済的ペナルティ-実需給期間中※2	¥-500	10%	
3	2025年度 2024/04/10	0000000001 XZ20240400-1	○○○○発電所 経済的ペナルティ-契約解除※2	¥-500	10%	

※1：電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります
 ※2：実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還
 ※3：実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ
 ※4：実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥10,000	¥1,000	¥11,000
合計金額	¥10,000	¥1,000	¥11,000

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥9,000	¥900	¥9,900
合計金額	¥9,000	¥900	¥9,900

帳票名	記載項目	確認観点
支払通知書（明細）	実需給年度・対象月	対象の実需給年月・対象月や取引年月日であることを確認してください
	取引年月日	
	電源等識別番号	保有する全ての電源分の明細があることを確認してください また、通知済みの経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書等の内容と一致していることを確認してください
	通知書番号	
	電源等の名称	
	取引対象	
	税抜金額（円）	
	税区分	記載内容を確認してください
	備考	
	合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください

4.1. 支払通知書・請求書の確認

(参考) 請求書 (本紙、明細) の記載項目と確認の観点(1/2)

■ 請求書 (本紙) を出力後、明細との整合等を確認してください。

請求書

請求書番号 : E12024041000004-03
 請求書発行日 : 2024年04月10日

御中

株式会社容量O.O.O.4
 事業者コード: H004
 登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234

電力広域的運営推進機関
 登録番号 (適格請求書発行事業者) : 12345678901234

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
 問い合わせ先 部署 : ○○部
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名 : 2024年度04月の請求につきまして
 下記の通り請求申し上げます。

請求金額 (税込) : 9,400円
 振込期日 : 2024年04月30日

・以下の口座にお振込願います。なお、お振込の際の手数料につきましては、事業者様にてご負担願います。
 三菱UFJ銀行
 本店
 普通預金
 口座番号 : 2513226
 口座名義 : デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン

・領収書の発行は致しません。
 ・通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。
 ・請求書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。

帳票名	記載項目	確認観点
請求書 (本紙)	請求書番号	—
	請求書発行日	—
	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
	事業者コード	
	事業者登録番号	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
	件名	記載内容を確認してください
	請求金額 (税込)	明細における各電源の経済的ペナルティ額と容量確保契約金額 (各月) をすべて足し合わせた額であることを確認してください ※ 経済的ペナルティ額、容量確保契約金額 (各月) の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます
	振込期日	記載内容を確認してください
	備考	記載内容を確認してください
振込先口座情報※1	備考の下の記載内容を確認してください	

※1 振込人名について
 振込人名 : 事業者コード (4桁) + 空白1文字 + 法人略称 + 事業者名 (カナ) にて記載してください。
 例) 株式会社電力広域的運営推進機関 (事業者コード : 1 2 3 4) の場合
 振込人名 : 1 2 3 4 カ)デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン
 例) 電力広域的運営推進機関協同組合 (事業者コード : 5 6 7 8) の場合
 振込人名 : 5 6 7 8 デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

4.1. 支払通知書・請求書の確認 (参考) 請求書 (本紙、明細) の記載項目と確認の観点(2/2)

■ 請求書 (明細) を出力後、通知済みの算定通知書等の内容と一致していること等を確認してください。

請求書 (明細)						
		請求書番号	: E12024041000004-03			
		請求書発行日	: 2024年04月10日			
請求情報						
No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額 (円)	税区分	備考
1	2024年度04月分	0000000004	〇〇〇〇発電所	¥5,000	8%	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000004-01	経済的ペナルティ-実需給期間中※2			
2	2024年度04月分	0000000004	〇〇〇〇発電所	¥5,000	不課税	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000004-01	経済的ペナルティ-実需給期間中超過分			
支払情報						
No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額 (円)	税区分	備考
3	2024年度04月分	0000000004	〇〇〇〇発電所	¥-1,000	8%	
	2024/04/01-2024/04/30	CN2024040000004-01	容量確保契約金額			

※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります

※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還

※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ

※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

請求情報			
	税抜金額 (円)	消費税額 (円)	税込金額 (円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥10,000	¥500	¥10,500

支払情報			
	税抜金額 (円)	消費税額 (円)	税込金額 (円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計			
	税抜金額 (円)	消費税額 (円)	税込金額 (円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥4,000	¥400	¥4,400
合計金額	¥9,000	¥400	¥9,400

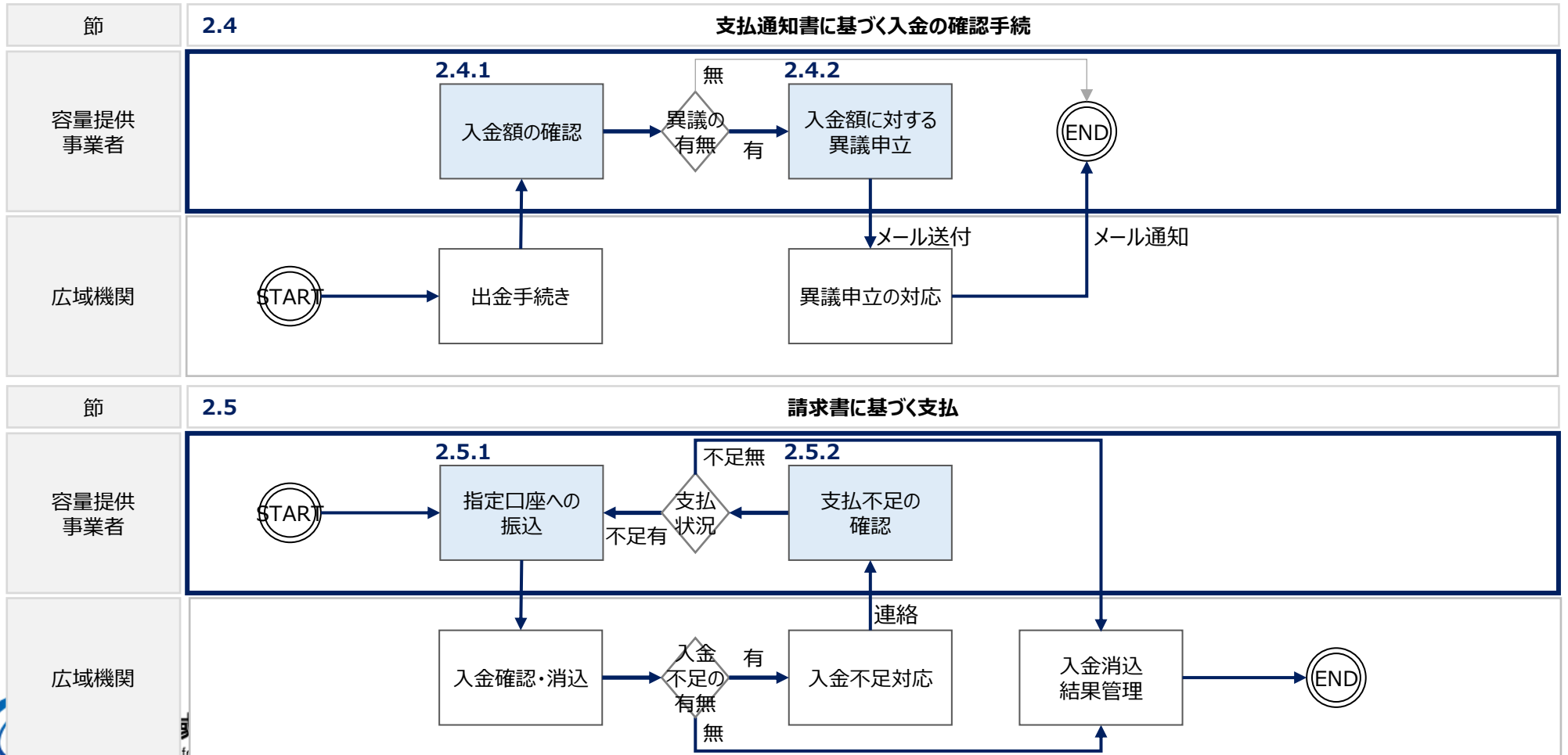
帳票名	記載項目	確認観点
請求書 (明細)	実需給年度・対象月	対象の実需給年月・対象月や取引年月日であることを確認してください
	取引年月日	
	電源等識別番号	保有する全ての電源分の明細があることを確認してください また、通知済みの経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額 (各月) 通知書等の内容と一致していることを確認してください
	通知書番号	
	電源等の名称	
	取引対象	
	税抜金額 (円)	
	税区分	記載内容を確認してください
	備考	
	合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください

- 本機関から発行された支払通知書又は請求書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
 - ※ 容量確保契約金額（各月）及び経済的ペナルティの算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの算定結果と不一致がある場合のみ異議申立を行うことが可能です。

5. 支払通知書・請求書に基づく入出金に係る業務 業務全体像

- 支払通知書・請求書に基づく入出金に係る業務は、主に入金額の確認となります。
- 本資料では、「2.4.1 入金額の確認」、「2.4.2 入金額に対する異議申立」手続きを中心に業務の手順をご説明いたします。

凡例 → 業務の流れ



5.1. 支払通知書に基づく入金に係る業務 入金額の確認・入金額に対する異議申立

- 事前に送付されている支払通知書に記載の金額を踏まえ、本機関からの入金額が正しい金額となっているかを確認してください。
 - ※ 本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となっていることにご留意ください。
- 本機関からの入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
 - ※ 支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額から事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の入金額に不一致がある場合のみ異議申立を行うことが可能です。

5.2. 請求書に基づく指定口座への振込に係る業務 請求書に基づく支払

- 容量確保契約金額（各月）に対して経済的ペナルティが過多となり、請求書が発行された場合、請求書の記載内容を基に、本機関が指定する口座へ振込により支払ください。なお、振込手数料は事業者負担であること、容量確保契約に基づく請求となる場合の振込期日は、請求書発行月の翌月末となりますのでご注意ください。

- 振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- **振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）**
- **法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください**
- **ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です**

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合
振込人名：1234 カ)デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合
振込人名：5678 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

※事業者側のシステム等の都合上、上記の振込人名の設定ができない場合は以下のご対応をお願いいたします。

会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、記載される場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」又は「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」又は「アイウエオ(カ)」としてください。

- **本機関への入金口座情報は以下となります。 ※請求書にも記載されます**
三菱UFJ銀行(0005) 本店(001) 普通口座 2513226 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン
- **本機関の適格請求書発行事業者登録番号：T6010005023758 ※請求書にも記載されます**

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例1) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取るようになります。

容量確保契約金額： **課税対象**

(例2) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例3) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

実需給期間中の
経済的ペナルティ： **課税対象** / **不課税対象**

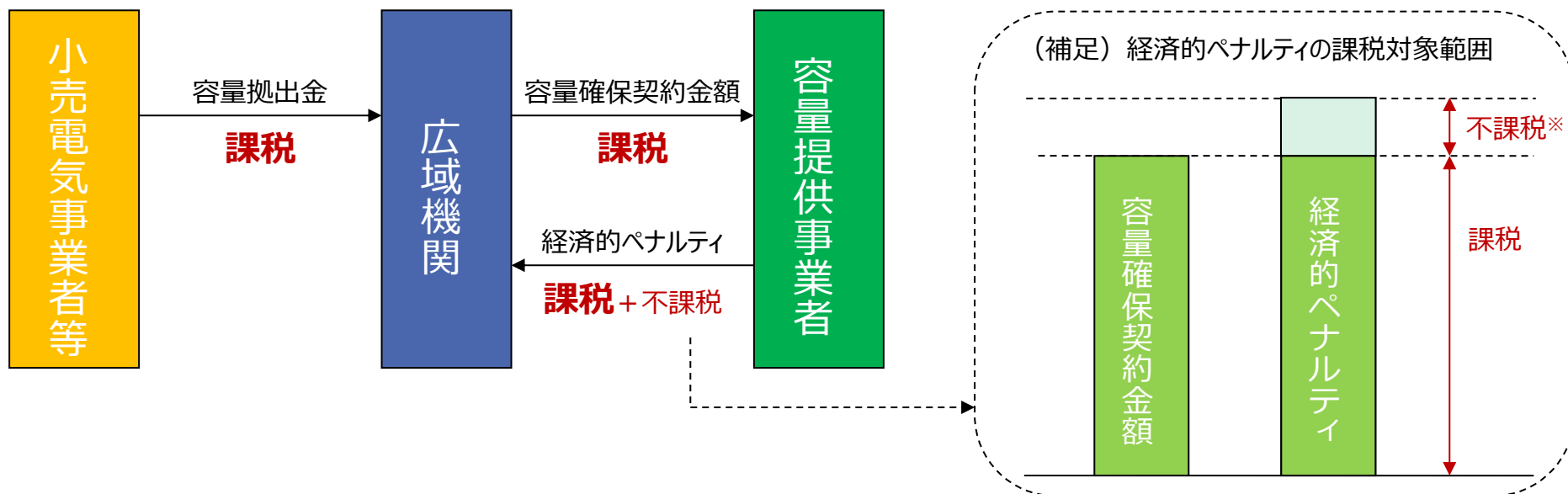
* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。
(例) 容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

容量拠出金： **課税対象**

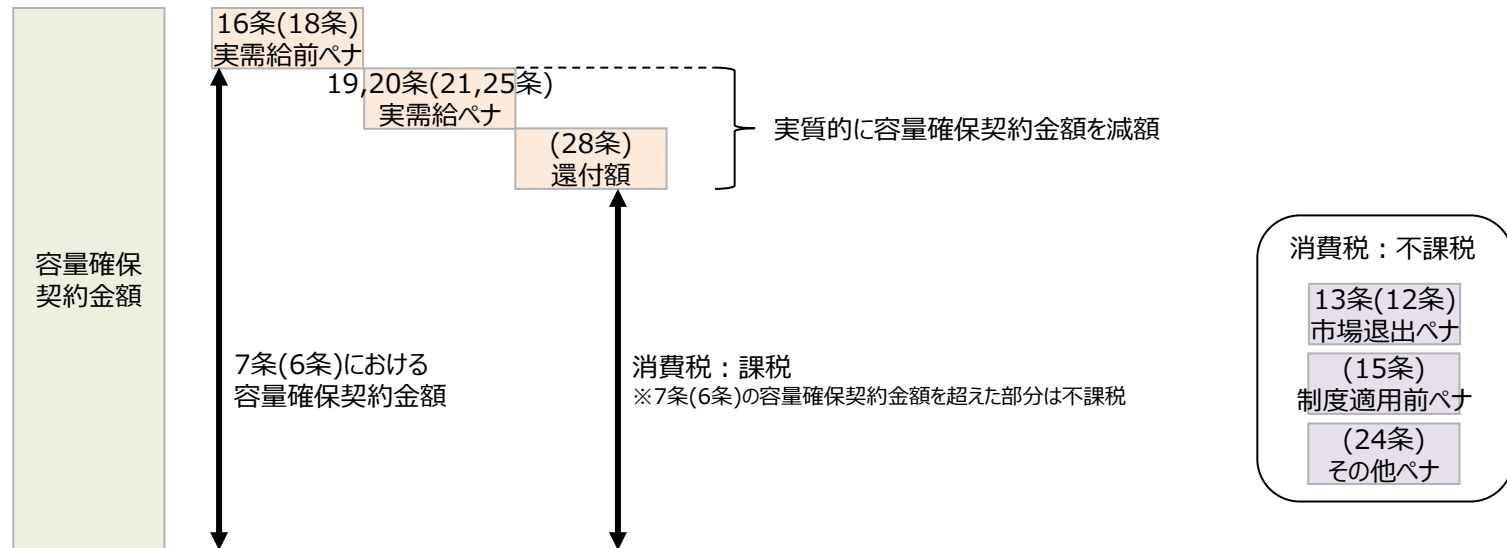
- 容量市場の取引では、小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）と広域機関との間で取引される容量拠出金は、消費税の課税対象となります。
- また、広域機関と発電事業者等の容量提供事業者との間で取引される容量確保契約金額も消費税の課税対象となります。
- 容量提供事業者が満たすべき義務を満たすことができなかった場合、経済的ペナルティという形で容量確保契約金額の減額、請求（容量確保契約金額を経済的ペナルティが超過する場合）を行います。

<容量市場の取引のイメージ>



6. 容量提供事業者の取引に係る消費税の取扱い 容量確保契約金額における消費税の取り扱い

- 容量提供事業者は、供給能力を提供する対価として、容量確保契約約款（以降、約款という）7条(6条)に基づき、容量確保契約金額を受領する。
※カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款の条とする。以降も同様。
- 約款19,20条(21,25条)の実需給のペナルティ、約款(28条)の他市場収益の還付額については、容量確保契約金額を実質的に減額するものであるため、容量確保契約金額から当該ペナルティ・還付額を控除した後の金額を課税として処理※。
※容量確保契約金額を超えた部分是对価性が認められないため、不課税として処理
- しかし、約款13条(12条)の市場退出時の経済的ペナルティ、約款(15条)の制度適用期間前のペナルティ、約款(24条)のその他のペナルティは、供給能力の提供に関係なく、容量確保契約に基づき発生するペナルティであり、「供給能力の提供」という対価性が認められないため、容量確保契約金額から控除せず、不課税として処理。

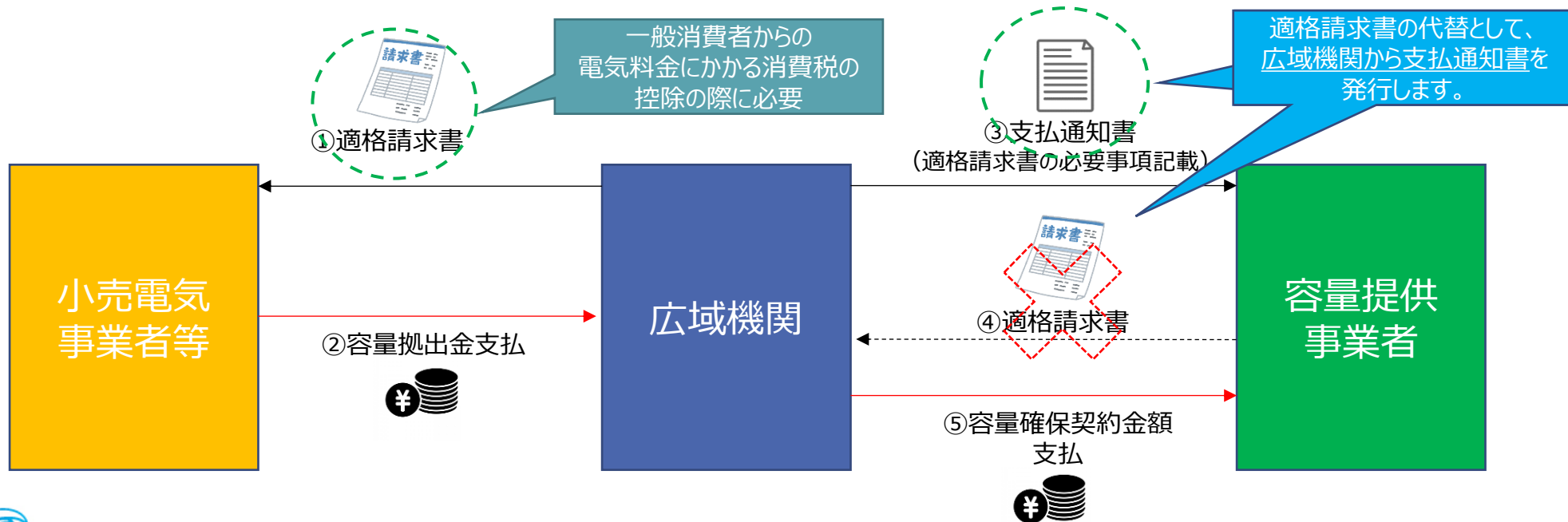


6. 容量提供事業者の取引に係る消費税の取扱い インボイス制度対応について

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ、本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※を記載する運用を予定しております。

※容量提供事業者の登録番号について、容量市場システム（実需給期間前向け機能）に事前の情報登録をお願いします。

容量確保契約金額（各月）が、経済的ペナルティを上回るケースを想定した実運用イメージ



6. 容量提供事業者の取引に係る消費税の取扱い 事業者登録番号の容量市場システムへの登録

- 容量市場の実需給期間開始に向けて、容量提供事業者は、容量市場システムに事業者登録番号の情報を登録してください。
- 事業者情報の変更に関する容量市場システムの操作方法については、「030_容量市場システムマニュアル_事業者情報管理」(https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/files/240219_youryou_manual_030.pdf) のP25を参照ください。

<これ以降の項目は右図へ>

- 【Q-1】容量確保契約書に収入印紙の貼付は必要か。
- 【A-1】容量確保契約書は課税文書に該当しないため、収入印紙の貼付は不要です。
- 【Q-2】安定電源では容量停止計画の提出が無い期間は市場応札の対象になるが、変動電源（単独）は市場応札のリクワイアメントがないため、容量停止計画の提出が無い期間はどのような扱いとなるか。
- 【A-2】実需給期間中における変動電源（単独）のリクワイアメントは、供給力の維持のみであり、年間8,640コマ（180日）相当を超えた部分の容量停止計画提出コマに対して、経済的ペナルティを課します。
- 【Q-3】発動指令電源の場合において、発動指令が年間12回無かった場合の容量確保契約金額とその精算はどうなるのか。
- 【A-3】仮に対象実需給年度内での発動指令が1回しかなく、その1回の発動指令に対して、アセスメント対象容量を3時間継続して供出できた場合（リクワイアメント未達成量が0だった場合）、容量確保契約金額の減額はありせん。

- 【Q-4】複数発電所での契約をした場合、発電所ごとに口座を設定することは可能か。
- 【A-4】容量提供事業者が複数の電源の容量確保契約を締結している場合、各電源の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して精算が行われ（本資料P.9参照）、当該容量提供事業者が容量市場システムの事業者情報にて指定・登録している口座情報へ振込が行われます。従いまして複数発電所で契約している場合に、発電所ごとに振込送金を行う口座を設定することはできません。
- 【Q-5】支払通知書及び明細には振込手数料の記載がなく、また、容量提供事業者が振込手数料を負担の場合、通帳に記載されるのは振込額から振込手数料を差し引いた着金金額のみとなり、いずれにも振込手数料額が明示されていないこととなる。この場合の振込手数料に係るインボイス対応はどのようにすべきか。
- 【A-5】本機関からの入金額は、支払通知書に記載の支払金額（税込）から振込の際の手数料を差し引いた金額となります。インボイス制度への対応については、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和7年6月改訂）の問29, 30をご参照ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

- 【Q-6】クライアント証明書の新規登録、更新はどのように行えばよいか。
- 【A-6】クライアント証明書の新規登録及び有効期限が切れていない場合の更新は、「容量市場システムマニュアル_事業者情報管理」の「5章（事業者情報の変更）」及び「7章（事業者情報の申込完了の手続き）」に従って、クライアント証明書情報の変更をお願いします。

- 【Q-7】クライアント証明書の有効期限が切れてしまったため、容量市場システムにログインできない。どのように対応すればよいか。
- 【A-7】「710_容量市場システムマニュアル_クライアント証明書情報登録用ファイル」をダウンロードいただき、新しい証明書情報を本機関にお知らせください。本機関で容量市場システムへの代理登録を行います。なお、古いクライアント証明書の期限が切れる前に新しいクライアント証明書をご登録いただくようお願いいたします。

- 【Q-8】容量停止計画の提出タイミングによるペナルティ倍率について、「前週の火曜17時まで」と「前月末まで」のタイミングが異なった場合、どちらの倍率が適用されるか。
- 【A-8】同一コマに対して、複数容量停止計画が提出されている場合、提出日時が一番若いものが適用されます。

- 【Q-9】複数のリクワイアメントが未達成の場合、経済的ペナルティはどのように計算されるか。
- 【A-9】複数のリクワイアメントが未達成の場合、リクワイアメントごとにアセスメントを行い、それぞれのアセスメントで算出されたペナルティの合計値が経済的ペナルティとなります。なお、実需給期間中の経済的ペナルティには以下のとおり上限が設定されております（本資料P.22参照）。
 - ① 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
 - ② 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%
- 【Q-10】経済的ペナルティ額一覧（CSV）に記載されている「上限調整額[円]」は、どのように算出された値か。
- 【A-10】「上限調整額[円]」は、経済的ペナルティ額算定結果通知書（PDF）の「月間上限による減額[円]」と「年間上限による減額[円]」の合計値です。なお、その他欄の「調整額[円]」は含みません。

- 【Q-11】広域機関が容量提供事業者に容量確保契約金額を支払う際に控除される振込手数料の金額及びその取扱いはどうなるか。
- 【A-11】容量市場に係る「容量確保契約に係る容量確保契約金額の支払金額」又は「容量拠出金の年次精算を踏まえて支払となった場合の支払金額」について、本機関から事業者への支払に係る振込手数料は容量市場システムを通じて周知いたします。
なお、振込手数料は、容量確保契約に係る「容量確保契約約款（第21条）」と容量拠出金の「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編」に記載のとおり事業者負担となり、本機関が発行する支払通知書に記載の支払金額（税込）から振込手数料（税込）を差し引いた金額にて事業者へ入金されます。

■ 問合せ先は下記ページをご確認ください。

■ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

— 容量市場に関するお問合せ —

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

● お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中までに」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。

メインオークション・追加オークション、容量拠出金などについて

長期脱炭素電源オークションについて

脱炭素化ロードマップ、蓄電池に係る事業計画、応札価格の監視、他市場収益の監視に関するお問合せは以下の窓口にお問合せください。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ) メールアドレス： bzl-chouki-auction@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(応札価格の監視に関するお問合せ)：メールアドレス： bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
(他市場収益の監視に関するお問合せ)：メールアドレス： bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

● 事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請について

事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問合せ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (888KB)

7. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ その他お知らせ_facebook や X（旧Twitter）による情報発信

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載と共に、facebookやX（旧Twitter）を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< facebook の本機関ページ >



<https://www.facebook.com/occto.jp/>

Facebookのアカウントは廃止いたしました。

< X（旧Twitter）の本機関ページ >



https://twitter.com/occto_jp



変更箇所	変更内容	日付
P15、P21	「容量確保契約容量」から「メインオークションにおける応札容量」へ文言修正	2026年5月29日
P47	Facebookのアカウント廃止を追記	2026年5月29日